

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

知的財産専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
大阪工業大学大学院知的財産研究科 知的財産専攻	2018年度	適合

知的財産専門職大学院基準の大項目	知的財産専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
2 教育内容・方法・成果 (1) 教育課程・教育内容	2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成しているか（「専門院」第6条）。 （1）教育課程が、産業界の企業やその他の団体・機関等における知的財産専門人材に必要な知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&Dマネジメント、企業経営などの専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観の涵養を図り、グローバルな視野を持つ交渉力のある知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成する観点から編成していること。 （2）知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目や 広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、知的財産実務技能を修得させる実践的科目等を適切に配置していること。 （3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。	「知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目」については、「基幹法領域」の「知的財産法基礎科目群」5科目及び「グローバル領域」の「知的財産関連条約科目群」2科目を配置しており、「基礎知識を展開発展させる科目」としては、「イノベーション支援領域」の「知的財産法実務科目群」4科目及び「基幹法領域」の「知的財産法応用科目群」7科目を配置している。また、「広い視野を涵養する科目」として、「ビジネス領域」10科目を配置し、（後略）	2018年度以降、カリキュラムを改編するとともに、科目の新設・廃止等を行った。具体的には、「広い視野を涵養する科目」である「ビジネス領域」に配置する科目を「知的資産経営科目」「知的財産管理科目」「契約・交渉科目」「技術標準科目」「ブランドデザイン科目」の5つの科目群に分類して配置した。
3 教員・教員組織	3-3（※2019年度より適用） 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであるか（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）。	/	法令改正に伴い、専門職学位課程の専任教員は学部又は他の研究科と兼担することが可能となった。これを踏まえ、2021年度現在、当該専攻と知的財産学部の両方で専任教員を兼ねる教員が6名おり、法令に沿った取扱いとなっている。